

平成28年8月18日

第69期司法修習生の方々へ

ようこそ、一弁へ！

第一東京弁護士会への新入会員登録

Q & A

平成28年8月

(注：記載の情報は平成28年8月18日現在)

概 要

(1) 弁護士登録について (Q1~Q5)

第 69 期司法修習生は、司法修習を終え、いずれかの弁護士会及び日弁連に登録し、弁護士となることができます。なお、東京には 3 つの弁護士会があります。

(2) 弁護士登録申請の費用・会費について (Q6~Q10)

第 69 期司法修習生の弁護士登録には 10 万円が必要になります(登録免許税 6 万円、弁護士会入会金 3 万円、日弁連登録料 1 万円)。これは東京三会のいずれの弁護士会でも同額です。その他、月額の家費等がかかります。

(3) 弁護士会への納付金等について (Q11)

東京三会では、弁護士会の関与のもとで、法律相談・当番弁護士等の業務を取り扱った場合に、受領した弁護士料や報酬の一定割合(5%・10%等)を所属する弁護士会に納付するという制度があります。

(4) 出産・育児や女性会員への対応について (Q12~Q13)

一弁の場合、出産する女性会員に合計で 4 ヶ月分の一弁の本会会費が免除されます。男女を問わず、子が 2 歳に達するまでの育児中、一定の要件を満たして申し出をしますと、任意の連続 8 ヶ月間を上限に一弁の本会会費が免除されます。物的施設としては、会館内に、授乳、搾乳、休息等に利用可能な女性室が設置されています。

女性弁護士の活動の場の拡大や育児等のサポートについて、男女共同参画推進委員会、育児会員向け支援対策検討 P T 等で常に検討中です。

(5) 第 69 期司法修習生の入会手続について (Q14~Q16)

第 69 期司法修習生向けの入会申請書は、2016 年 8 月 18 日より、一弁 HP に掲載されています。<http://www.ichiben.or.jp/> 詳しくは、一弁会員課 (Tel:03-3595-8580) へも相談可能です。一弁では、原則として、一弁の弁護士が紹介者となる必要がありますが、入所先の事務所に一弁会員の弁護士がいない等の事情がある場合は、入会申込時に「事情届」を作成して一弁に提出することになります。

(6) 若手会員向けの対応 (班制度・若手研修・若手会員委員会) について (Q17~Q23)

一弁では、63 期以降、毎年の新人弁護士が 6 つ(63 期から 66 期は各期 5 つ)の班に分かれ、新入会員入会時の一弁の副会長が班長となって、班ごとに勉強会や懇親会をする制度があります。

また、若手弁護士への基礎研修に力を入れており、集合研修・個別研修・委員会研修、弁護士の心構え、国選弁護・法律相談の受任手続、若手弁護士の体験談のパネルディスカッションなど多彩な研修があるほか、登録 10 年目までの若手で構成する若手会員委員会も活発に活動しています。

Q & A

(1) 弁護士登録について

Q 1 69期修習生ですが、研修所を卒業すれば弁護士になれるのですか。

A 1 弁護士法 4 条で「司法修習生の修習を終えた者は、弁護士となる資格を有する」とされており、69期修習生は司法修習を終えたら弁護士となる資格が与えられます。

Q 2 69期修習生ですが、日弁連に入会しないで弁護士になることはできるのですか。

A 2 弁護士法 8 条で「弁護士となるには、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない」とされ、日弁連への加入が強制されています。また、日弁連に加入するには「入会しようとする弁護士会を経て」登録申請をしないとされ（同法 9 条）、都道府県にあるいずれかの弁護士会（単位会）への入会も必要です。

Q 3 69期修習生が弁護士になるには日弁連の他に、東京ではどの弁護士会に入会すれば良いのですか。

A 3 東京で弁護士となるには、東京三会（東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会）のいずれかに入会申請をしなければなりません。東京三会のいずれにするかは入会申請者の選択で決められます。

Q 4 東京になぜ3つの弁護士会があるのですか。

A 4 約 90 年前（1923 年 3 月）、現在は廃止された当時の弁護士法の規定において、各都道府県において所属する弁護士 300 名以上にして内 100 名以上の同意があるとき、弁護士はあらたに弁護士会を設立できるとされ、その規定に基づいて東京弁護士会（東弁）から第一東京弁護士会（一弁）と第二東京弁護士会（二弁）とが分かれて設立され、現在に至っています。

なお、全弁護士 3 万 7691 名のうち、併せて 1 万 7576 名の弁護士が東京三会に所属しています（平成 28 年 6 月 1 日現在）。

Q 5 第一東京弁護士会は、どのような特徴がありますか。

A 5 一弁は、伝統的に和気あいあいとした雰囲気のもとに会員が集っています。若手会員に対しては、班制度を設け、研修にも力を入れています。若手会員委員会を始め、若手会員の活躍している委員会も多数あります。

(2) 弁護士登録申請の費用・会費について

Q6 東京三会の場合、入会の際の登録料はいくらですか。金額に違いがありますか。

A6 69期の方が弁護士登録するには、以下①～④の費用がかかります。①～③は東京三会いずれも同じ金額です。入会後は、以下の④の月額会費がかかります。ただし、東京三会ともに、一斉入会后6ヶ月間は会費が免除となります。

- ① 登録免許税 6万円（弁護士名簿登録請求書へ収入印紙を貼付）
- ② 弁護士会入会金 3万円
- ③ 日弁連登録料 3万円（司法修習を終え引き続き登録する者は1万円）
- ④ 月額会費（新会館特別会費をのぞく。）は以下のとおりです。新会館特別会費については、Q7参照。

	会費（注）	日弁連会費	日弁連特別会費	合計
東弁	4500	6,200	4,400	15,100
一弁	4500	6,200	4,400	15,100
二弁	4500	6,200	4,400	15,100

（注）一斉登録から6か月間は会費免除。

Q7 新会館特別会費とは何ですか。

A7 弁護士会館（千代田区霞が関所在）を建設し、今後も維持管理していくため会員が負担する会費です。平成28年8月18日現在の東京三会の規則上、東京三会のいずれかに所属の会員（69期の場合）は総額40万円になるまで納めるとされています。一弁では、現在、修習終了後丸4年が経過するまでは納付が猶予され、5年目から月額10,000円を納付してもらうこととなっています。ただし、69期の場合、東京三会各会の総会を経て新会館特別会費が今後減免される場合があります。

Q8 東京三会の本会会費は毎年上がるのですか。

A8 69期の場合、現在の規則では、東京三会とも同額です。東京三会の本会会費は下表のように逡増することになっていますが、これは入会当初の会費を低く抑え、4年目以降は徐々に増額され、6年目以降の金額が一般会費となります。

（東京三会の本会会費：月額）

本会会費	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目(以降)
東弁	4,500	4,500	4,500	9,500	14,500	18,000
一弁	4,500	4,500	4,500	9,500	14,500	18,000
二弁	4,500	4,500	4,500	9,500	14,500	18,000

Q9 日弁連会費は毎年上がるのですか。

A9 69期の場合、登録から丸2年間は月額6,200円、3年目から月額12,400円となります。(ただし、日弁連総会を経て会費額が変更となる場合があります。)

Q10 東京三会での10年目までのトータルでの会費総額を教えてください。

A10 69期の場合、今後、日弁連と東京三会の月額会費が変動しないとの想定において、丸10年が経過するまでの間以下の金額を納付することになりえます。ただし、以下には、新会館特別会費を含めておりません。

(10年分総額)

	本会会費	日弁連会費	日弁連特別会費	合計
東弁	1,611,000	1,339,200	528,000	3,478,200
一弁	1,503,000	1,339,200	528,000	3,370,200
二弁	1,530,000	1,339,200	528,000	3,397,200

※金額の差は本会会費の増額時期が東京三会で異なるためです。

(3) 弁護士会への納付金等について

Q11 東京三会には、法律相談や当番弁護士等を扱くと、報酬の一部を弁護士会に納付する制度があると聞きました。内容を教えてください。

A11 東京三会では、弁護士会の関与のもとで、法律相談・当番弁護士等の業務を取り扱った場合に、受領した弁護士料や報酬の一定割合(5%・10%等)を、「会員特別負担金」や「納付金」として、所属する弁護士会に納付するという制度があります。ただ、一弁では、破産管財人の報酬について納付金はありません。その他、納付金等の制度の正確な内容と運用は、東京三会の各担当事務局にお問い合わせ下さい。

(4) 出産・育児や女性会員への対応について

Q12 出産や育児中についての配慮はありますか。

A12 現行の制度として、出産する女性会員に対し、出産予定日の属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日の属する月の前々月から6か月間)の一弁の本会会費が免除されます。また、男女を問わず、子が2歳に達するまでの育児期間中、業務時間が育児のために週20時間を下回った場合で、申し出があったときは、任意の連続する8ヶ月間を上限に一弁の本会会費が免除されます(出産した女性の場合一般的には1年の会費免除ということになります。)

さらに、現在、育児会員向け支援対策検討プロジェクトチームの設置の準備中で、同P.Tで育児中の会員のサポートについての施策を検討して、必要な制度を実施していき

たいと考えています。

物理的施設としては、会館内(13 階)に、授乳、搾乳、休息等に利用可能な女性会員専用室が設置されています。

Q13 男女共同参画に向けての取組はありますか。

A13 女性の参画を促すため、役員、委員長、委員等を弁護士会員の男女比と同等とする等の一定の割合にする努力目標を定めた宣言（「弁護士会会務における男女共同参画についての提言」）が採択されています。男女共同参画推進委員会において、会内の女性の声を積極的にとりいれて発信する活動や、一弁の女性会員を対象に女性社外取締役候補者名簿を整備して公表する等の活動をしています。

(5) 第 69 期修習生の入会手続について

Q14 69 期修習生が研修所修了後に一弁に入会するには、いつまでに、どうすれば良いのですか。

A14 69 期の場合、一弁に入会するには、69 期向けの入会申請書を一弁 HP から以下にアクセスしてダウンロードできます。平成 28 年 8 月中旬から HP に掲載される予定です。
<http://www.ichiben.or.jp/> 68 期以前の方が一弁に登録換えする場合の入会申込書は、一弁事務局（弁護士会館 11 階）で配布されています。

69 期の一斉登録日（修習を終えて最も早く弁護士登録がなされるであろう日）に登録をしたいと考える場合には、入会受付期間内に、入会申請書に添付書類と必要な印紙や登録料を添えて一弁事務局へ簡易書留郵便で提出する必要があります。69 期の入会受付期間は、平成 28 年 9 月中を予定しております。（受付期間が決まり次第、一弁 HP「入会について」に掲載いたします。また、会員課（03-3595-8580）にもお問い合わせ下さい。）

なお、入会申込書の記載内容に疑問があれば一弁会員課（Tel:03-3595-8580）に連絡すると親切に教えてくれます。

Q15 自分が入所する事務所には一弁会員の弁護士はいませんが、一弁に入会できるのですか。

A15 入会できます。弁護士法 4 条で「司法修習生の修習を終えた者は、弁護士となる資格を有する」とされ、69 期修習生は修習を終えたら弁護士となる資格がありますので、所属事務所の他の弁護士がいずれの会に入会しているかは問題となりません。

Q16 一弁に入会申請する場合、紹介者の署名は必須ですか。私は「ソクドク」（即独）したいと考えていますので、紹介者をお願いできないのです。

A16 一弁では、入会申込書に紹介者 1 名（一弁会員に限る）の署名押印が必要とされる

のが原則ですが、例外として、「会長が認めるときは紹介者の署名を必要としない」とされています。69 期の場合で、「ソクドク」（即独）される場合や、登録予定先に一弁会員の弁護士がいない等、紹介者 1 名の署名を得ることができない事情がある場合は、入会申込時に「事情届」を作成して一弁に提出してください。

(6) 若手会員向けの対応（班制度・若手研修）について

Q17 一弁には若手会員を複数の班に分けて研修や懇親会を催す「班制度」があると聞きました。詳しく教えてください。

A17 一弁では、63 期以降、毎年の新人弁護士がいくつかの班に分かれ、新入会員入会時の一弁の副会長が班長となり、各班の幹事が総務担当・メーリングリスト担当・研修担当等を分担し、新規登録研修当日・倫理研修当日に班ごとの懇親会開催や、暑気払い・忘年会・勉強会や懇親活動等が継続的に行われています。班長は副会長退任後もその立場で班の活動に参加します。69 期の場合 6 つの班に分かれます。

司法制度改革により東京三会では新入会員弁護士数が急増し、同期の間で紐帯（同期としての連帯感や信頼関係に基づく人間関係）が築きにくいという意識のもとに班制度が発足しました。一弁修習でなくて一弁に入会した新入会員、組織内弁護士になって組織内に同期がいない新入会員、事務所に同期がいない会員はもちろん、事務所に同期がいる新入会員でも、新たに知り合いになれた同期と交流することで、新たな人間関係が構築でき、一弁に入会してよかったと、歓迎されている制度です。たとえば、68 期は平成 28 年 1 月に班ごとの懇親会が開催され、その後、年に何回か班ごとのゼミや飲み会が行われています。

Q18 弁護士になったら、国選事件や法律相談・当番弁護も手がけてみたいと思いますが、一弁では新人向けに何かサポートをして頂けるのですか。

A18 一弁では若手弁護士への基礎研修に力を入れています。若手弁護士向けには、集合研修・個別研修・委員会研修として、弁護士の心構え、国選弁護・法律相談の受任手続、若手弁護士の体験談のパネルディスカッションなど多彩な研修があります。研修は、eラーニングを含めて基本的に無料です。また、若手会員向けではありませんが、会員サポート窓口、メンタルヘルス・カウンセリングサポートなどの制度も利用できます。

Q19 一弁ではどのような研修をするのでしょうか。また、忙しくて参加出来ないとうなるのですか。

A19 一弁の研修には、3 つの特徴があり、第 1 に専門実務分野の研修が多いこと、第 2 に先ほどの若手弁護士への基礎研修に力を入れていること、第 3 に eラーニングの研修

環境を取り入れるなど利用しやすい研修を目指しています。専門研修には、建築紛争、事業再生、倒産事件、労働事件、会社法事件、涉外事件、刑事事件などの専門的法実務分野に力を入れ、また、研修予定時間に急な仕事が入っても、eラーニングがあれば自宅や事務所からHPにアクセスして研修ができます。

Q20 一弁での最近の会員弁護士向け研修の頻度と題材を教えてください。

A20 一弁の総合研修センターでは、各専門研修を分野・年度別に整理した研修マップを基礎に、法科大学院の著名教授や研修所元教官などで構成される研修顧問団とネットワークをもとに、毎年春秋にテーマを決めてシリーズとしての専門研修講座を行い、年間106回（平成27年度実績）の研修を行っています。

Q21 たとえば、今年の研修テーマや内容を具体的に教えてください。

A21 平成28年度も多く研修が予定されており、「若手スキルアップ研修」、弁護戦略・法廷技術・医療法律相談・中小企業支援・裁判員裁判など、幅広い研修を用意しております。

平成27年度は、「破産申立・個人再生の実務」（東京地裁破産再生部裁判官）、「コーポレートガバナンス・コードの解説」（安井良太東京証券取引所上場部長）、「社外役員経験弁護士座談会」、「離婚調停の実務」、「遺産分割における特別受益・寄与分の基礎」（いずれも東京家裁判事）、「労働事件の受任から事件解決まで（使用者側、労働者側）」（渡邊岳弁護士、佐々木亮弁護士）「マイナンバー制度と助成金制度の概要」（石橋英生社会保険労務士）、等の実務に即した研修を実施いたしました。

平成29年度は、新しいテーマを決めてシリーズ研修を予定しております。平成24年度以降、過去に行った研修をeラーニング（無料）でも学ぶことができます。

Q22 一弁の場合、新入会員は、いずれかの委員会に研修委員として参加すると聞きました。この制度の内容を教えてください。

A22 一弁では、新入会員となった場合、入会から1年間は希望する委員会に研修生として参加することになります。もちろんご自分の希望で委員会を選ぶことができます。一弁には、人権擁護委員会、刑事弁護委員会、消費者問題対策委員会、民事介入暴力対策委員会、労働法制委員会、*総合法律研究所等、沢山の委員会があります。弁護士として活動する際の参考となる先輩弁護士の経験談などをお聞きできるかもしれません。

*総合法律研究所とは、会員の自己研鑽を促進するとともに、当会の法律実務に対するノウハウ、知的財産等の蓄積を図り、文字どおり当会のシンクタンクとして研究成果を広く一般会員の利用に供することを目的に創設されたものです。主な研究部会としては会社法研究部会、倒産法研究部会、知的所有権法研究部会、租税訴訟実務研究部会があります。総合法律研究所の各研究部会の活動については、当会HP

<http://www.ichiben.or.jp/approach/kenkyu/>をご覧ください。

Q23 一弁では、新入会員や若手弁護士が積極的に活動を行っている委員会があると聞きました。どのような委員会が教えてください。

A23 新入会員や若手弁護士が積極的に活動を行っている委員会は少なくありませんが、ここでは「若手会員委員会」を紹介します。

「若手会員委員会」は、弁護士登録後 10 年目以内の会員によって構成される委員会で、おおむね登録 5 年目までの会員を若手会員と位置付け、多くの若手会員の方に一弁への帰属意識を高めて頂くとともに、若手会員間相互の連帯感・一体感を感じて頂くことを目的として、若手会員向けのスキルアップ研修や研修後の懇親会、修習修了 5 周年記念パーティ等の企画・開催、若手会員を対象としたその勤務実態・当会に対する要望等に関するアンケート調査等の活動を行っています。

「若手会員委員会」は、弁護士登録後 10 年目以内の会員によって構成されていることもあり、新入会員同士が少し年次の上の若手弁護士に気軽に相談したり、経験談を聞くことで、参考になることもあるようです。

以上

第 69 期司法修習生の方々へ

ようこそ、一弁へ!

第一東京弁護士会への新入会員登録 Q & A

第一東京弁護士会

問い合わせ先

第一東京弁護士会 業務推進第二課

TEL: 03-3595-8582

FAX: 03-3595-8577